READY JAPAN 利用規約

READY JAPAN利用規約（以下「本規約」といいます。）は、Ms.Engineer株式会社（以下「当社」といいます。）が提供・運営するAI推進・情シスチームサービス「READY JAPAN」（第2条で定義する本サービス。）の利用条件および当社と本サービスの利用者（本サービスを事業のために利用する法人または個人、以下「利用者」といいます。）との間の権利義務関係を定めています。利用者は、本サービスの申込みおよび利用に際して、本規約の全文をお読みいただき、内容を十分に理解した上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（目的及び適用関係）

1. 本規約は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 本規約の内容と、別途定められた個別契約、申込書等とが異なる場合には、個別契約、申込書等の定めが優先して適用されるものとします。
3. 利用者が本サービスの利用申込手続を完了した時点で、本規約の諸規定に従うことに同意したものとみなされます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語は、特段の定めがない限り以下の意味を有するものとします。

1. 「本サービス」とは、当社が「READY JAPAN」の名称で提供する、AI-Readyな組織体制の構築・運用を支援するAI推進・情シスチームサービス（名称変更があった場合は変更後の名称を含みます。）を意味します。
2. 「専門チーム」とは、AIツールの導入設定、AIエージェント実装、データ整理、セキュリティ・AIメンテナンス、チャットサポート・定着支援等を遂行する当社の従業員または外部業務受託者を意味します。
3. 「契約時間」とは、本サービスの利用契約において別途定める、利用者が月毎に本サービスの業務提供を受けられる上限稼働時間（月20時間～等）を意味します。
4. 「AIツール等」とは、本サービスの遂行にあたり導入・連携・活用する第三者提供の生成AIサービス（ChatGPT、Copilot、Gemini等）、MCP（Model Context Protocol）、各種業務SaaS、API、LLMその他の外部クラウド技術を意味します。

5. 「登録事項」とは、利用者が本サービスの利用申込時および本サービス遂行にあたり当社に提供した情報一切を意味します。
6. 「本サービス利用契約」とは、本規約を契約条件として当社と利用者との間で締結される本サービスの利用契約を意味します。

第3条（本サービス利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、当社の定める方法により登録事項を提供して利用申込みを行うものとします。
2. 当社が当社の基準に従って審査の上、承諾の通知を発信した時点で、当社と申込者との間に本サービス利用契約が成立します。
3. 当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを拒否することができ、その理由について一切開示義務を負いません。
 - 提供した登録事項に虚偽、誤記、または記載漏れがあった場合
 - 過去に当社との契約に違反した者またはその関係者である場合
 - 第14条（反社会的勢力の排除）に違反する恐れがあると当社が判断した場合
 - その他、当社が業務遂行上または運営上不適当と判断した場合

第4条（契約期間、更新及び途中解約）

1. 本サービス利用契約の契約期間（最低利用期間）は、利用プランまたは申込書等に別途定める期間（3ヶ月間または6ヶ月間等）とします。
2. 期間満了の1ヶ月前までに、いずれの当事者からも書面または当社指定の電磁的方法による解約・非更新の申入れがない場合、本契約は同一の契約条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 利用者は、前項に定める解約申入れ期日を遵守することにより、契約期間満了をもって本契約を終了させることができます。なお、プラン変更においても期間満了の1ヶ月前までに利用者が申し入れることにより行うことができます。
4. プランごとに定められた契約期間の途中で利用者側の都合により解約（中途解約）する場合、利用者は残余契約期間分の利用料全額を一括して支払う義務を負うものとします。また、利用料金が前払いされている場合、理由の如何を問わず残余期間分に相当する利用料金の返金は一切行われないものとします。

第5条（サービス内容及び提供形態）

1. 本サービスは、利用者が「AI-Readyな組織」（AI環境、データ、セキュリティ、人材・スキル、組織定着の各領域が整備され機能している組織状態）を構築・推進するための準委任型の支援業務です。当社は善良な管理者の注意をもって業務を遂行します。特定の業務改善効果、売上向上、またはAIモデルの完全無欠な精度を保証するものではありません。
2. 月次の契約時間の範囲内で提供される主な支援領域は以下のとおりです。

領域	主な提供業務内容
AI環境・ツール導入	Copilot/Gemini/ChatGPT等の導入設定、アカウント・権限設計、MCP等による社内データ・業務SaaS連携、社内AIポータルの構築および更新
AIエージェント実装	業務別エージェント作成（問い合わせ対応・文書作成・データ集計等）、AIチャットボット構築、Slack/Teams/LINE等との連携自動化、RAG（検索拡張生成）の構築
データ整理	AI化業務の選定・優先順位付け、業務・データ定義書やデータマップの作成、マニュアル・帳票のAI可読化・構造化、回答精度の点検と更新
セキュリティ・**AI**保守	入力情報のガイドライン・線引き策定、接続先・閲覧権限の確認、月次セキュリティチェック、プロンプト・エージェントの保守、外部モデル更新への追随
サポート・組織定着	リアルタイムチャットサポート（プロンプト・利用相談）、部署別ハンズオン、定例ミーティング（推進会議）、利用状況レポート、社内向けユースケースの共有・展開支援

3. 本格的な個別システムの開発（準委任契約による開発受託）、および一定規模の人材育成プログラム等については本サービスの契約時間外の「オプション業務」とし、別途協議の上で見積もりおよび契約を締結するものとします。
4. 本サービスは準委任契約であり、利用者は当社の専門チーム人員に対して直接の指揮命令を行わないものとし、業務の遂行方法および労務管理は当社が自らの責任において行うものとします。
5. 当社は、本サービスの業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」といいます。）に再委託することができるものとします。この場合、当社は再委託先に対して本規約に基づく当社の義務と同等の義務を課すとともに、再委託先を適切に監督・管理するものとします。
6. 利用者のセキュリティポリシー等の定めにより、本サービスの支援業務の遂行にあたり利用者の管理下にあるPC端末等の貸与または使用が必要となる場合、利用者は自己の責任と負担において当該端末等を用意し、当社に提供するものとします。

第6条（利用時間及び業務の進行）

1. 利用者は、契約プランにおいて定められた月間契約時間（月20時間等）を上限として、当社に対して業務を依頼することができます。
2. 月間契約時間の消化状況および実稼働時間は当社が算定・記録し、利用者の求めまたは定期レポートにて報告します。
3. 月間契約時間を超過して業務提供が必要となる場合、事前の双方合意に基づき、当社が別途定める追加時間単価にて追加請求を行うものとします。
4. 利用者が当該月に契約時間をすべて消化しなかった場合であっても、未消化時間分の利用料の返還、減額、または翌月以降への繰り越しは原則として行われないものとします。
5. 業務依頼は、所定のチャットツールまたは当社指定のシステムを通じて行うものとします。

第7条（利用料金及び支払方法）

1. 利用者は、本サービスの対価として、別途申込書等に定める月額利用料（および超過稼働分・オプション費用等を含む）を、当社指定の支払期日および支払方法（銀行振込等）により支払うものとします。振込手数料は利用者の負担とします。
2. 本サービスの遂行にあたり利用者側の環境内において第三者ツール（OpenAI、Microsoft、Google、各種

SaaS等）の有償ライセンス料金、API利用従量課金、サーバー費用等が発生する場合、特段の定めがない限り利用者が自ら直接契約して負担するものとします。

3. 利用者が利用料金の支払を遅滞した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8条（AIツールの利用及び免責特則）

1. 利用者は、本サービスにおいてサードパーティの生成AIモデルや各種クラウドAPIを利用することを承諾するものとします。
2. 生成AIモデルの出力（ハルシネーション等の誤回答、偏見、不完全性等を含みます）について、当社は合理的な精度の向上およびプロンプト・RAGの調整に努めますが、その完全性、正確性、適法性、有用性、特定目的への適合性を一切保証するものではありません。生成された成果物等の最終的な利用判断および業務への採用は、利用者の責任において行うものとします。
3. 第三者のAIサービス提供者の仕様変更、API提供終了、サービス停止、障害、利用規約改定等に起因して、構築したエージェントや連携機能が停止または変更を余儀なくされた場合、当社は速やかな是正・追随に努めるものとしますが、これに起因して利用者に生じた損害について責任を負いません。
4. 利用者は、AIツールに入力するデータに関して、法令、社内規程、守秘義務、および第三者の権利を侵害しないことを保証するものとします。

第9条（秘密保持）

1. 利用者および当社は、本サービスの利用または提供に伴い相手方から開示された一切の情報（技術情報、業務データ、顧客情報、ノウハウ等）を秘密情報として厳重に管理し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはなりません。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。
 (1) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報、または開示後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 (2) 開示を受けた時点で、既に適法に保有していた情報
 (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 (4) 相手方から開示された情報によらずに独自に開発または取得した情報
3. 法令、裁判所の判決・決定・命令、または管轄官公庁等の命令・要請に基づき開示を義務付けられた場合、受

領者は、合理的な範囲内で秘密情報を開示することができます。

4. 当社は、利用者の社内データや業務情報がAIプロバイダーの機械学習等の学習データとして二次利用されないよう、エンタープライズ向け設定やオプトアウト設定等、適切な環境設定の提案および適用に努めるものとします。
5. 本条の義務は、本契約終了後も3年間存続するものとします。

第10条（個人情報保護）

当社は、本サービスに関連して知り得た利用者の個人情報を、個人情報保護法および当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

第11条（知的財産権の帰属）

1. 本サービスに基づき当社が利用者のために個別に作成したデータマップ、業務定義書、その他利用者の固有の業務ニーズに応じて個別に作成した成果物にかかる知的財産権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます）は、対価が完納された時点で利用者に移転するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、固有のプロンプト、プログラム、当社が従前から保有していた汎用的なAI実装ノウハウ、汎用プロンプトテンプレート、汎用スクリプト等の知的財産権は引き続き当社に帰属します。当社はこれらを利用者に対して非独占的に利用許諾します。また、当社は、第9条の秘密保持義務に違反しない範囲において、本サービスの提供を通じて得た知見やノウハウをもとに、同種の成果物を他社の業務において作成・提供することができるものとします。
3. 利用者は、当社および当社が指定する者に対し、前各項の成果物等に関する著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。
4. 当社が本サービスの導入事例（利用者の名称、ロゴマーク等を含みます）を当社の実績としてWebサイトやパンフレット等で公表・紹介する場合、事前に個別の承諾を得た利用者に限るものとし、または個人・利用者を特定できない形にするものとします。
5. 当社は、本サービスの提供および品質向上等のため、本サービスの利用により得られたデータ等を、個人や利用者を特定できない形に匿名化した上で、統計データ等の作成およびサービスの改善・開発等に利用できるものとします。

第12条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり以下の各号に該当する行為を行ってはなりません。

1. 法令、裁判所の判決・決定、公序良俗に反する行為
2. 当社または第三者の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為
3. 第三者のAIサービス提供者の規約（OpenAI利用規約等）に違反する不正なプロンプト入力、脱獄、リバースエンジニアリング行為
4. 当社の担当者または関係者に対するハラスメント、過度な威圧、名誉毀損等の行為
5. 本サービスを通じて知り得た当社の専門チーム人員等に対し、当社の承諾なく直接の業務委託や引き抜きを行う行為
6. その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第13条（引き抜き行為の禁止及び違約金）

1. 利用者は、本サービス利用契約の期間中および契約終了後12ヶ月間（以下「対象期間」といいます。）、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本サービスを通じて業務に関与した当社の従業員、役員、業務受託者その他の専門チーム人員（以下「担当人員」といいます。）に対し、直接または関連会社その他の第三者を経由して、雇用、業務委託、役員就任その他名目の如何を問わず直接取引もしくは引き抜き（以下「引き抜き行為等」といいます。）を行ってはならないものとします。
2. 利用者が前項の規定に違反して引き抜き行為等を行った場合、利用者は当社に対し、違約金として、当該担当人員の想定年収（直近の報酬月額または提示月額の12ヶ月分相当額）の100%に相当する金額、または300万円のいずれか高い方の金額を直ちに支払うものとします。
3. 前項の違約金の支払いは、当社が被った実際の損害額が違約金の額を超える場合において、当社がその超過額について損害賠償を請求することを妨げないものとします。
4. 本条の規定は、利用者が担当人員と直接取引・雇用関係を構築することを制限するものであり、担当人員本人の職業選択の自由その他の権利を制限するものではありません。
5. 利用者が担当人員の採用または直接契約を希望する場合、当社との間で別途人材紹介契約またはこれに準ずる契約を締結し、当社の定める紹介手数料等を支払うことにより当該契約に基づいた直接雇用または業務

委託等を行うことができるものとします。

第14条（契約解除）

1. 当社および利用者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - 本規約の条項に重大な違反があり、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき
 - 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てもしくは申立てを受けたとき
 - 支払停止または支払不能に陥ったとき、もしくは手形・小切手が不渡りとなったとき
 - その他、信用状態に重大な不安が生じ、本契約の継続が困難と客観的に認められるとき
2. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合、利用者は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければなりません。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および当社は、現在および将来にわたり、自己ならびに自己の役員および実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、保証します。
2. 利用者および当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的もしくは脅迫的な言動、法的な責任を超えた不当な要求、または風説の流布・偽計・威力を用いて相手方の信用を毀損し業務を妨害する行為を行わないことを保証します。
3. 当社または利用者が前二項の表明・保証に違反したと合理的に認められる場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。
4. 前項に基づき本契約を解除された当事者は、解除により生じた自己の損害について相手方に賠償を請求することはできず、これにより相手方に損害が生じた場合はその損害を賠償するものとします。

第16条（損害賠償及び責任の制限）

1. 当社が本サービスに関して利用者に損害を与えた場合、当社の責めに帰すべき事由による直接かつ通常の現

実損害に限り賠償責任を負うものとします。

2. いかなる場合も、当社の賠償責任の上限は、損害発生の直接の原因となった事由が生じた日の属する月に利用者が当社に対して支払った直近1ヶ月分の利用料相当額を限度とします。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
3. 利用者が本規約の違反（第12条に定める禁止事項や第13条に定める引き抜き行為等の禁止に該当する行為を含みます。）その他の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対し、直接かつ通常の損害に加え、合理的な弁護士費用を含む一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第17条（規約の変更）

当社は、本規約を変更できるものとします。変更を行う場合、効力発生日の相当期間前までに、変更後の規約内容および効力発生日を当社ウェブサイト等で告知または利用者に通知します。効力発生日以降に利用者が本サービスを利用した場合、変更に同意したものとみなします。

第18条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または本サービスに起因・関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2026年11月1日

運営会社：Ms.Engineer株式会社